

令和2年度 港区 地域福祉活動応援 助成事業 実施要綱

第1 目的

この要綱は、社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が、共同募金配分金の一部を財源として公募で行う、「港区地域福祉活動応援助成事業」を実施するにあたり、その適正な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の趣旨

この事業は、港区の地域福祉活動の活性化、および共同募金への理解の促進を目的とし実施する。

第3 助成対象団体

助成の対象は、港区内で、過去に1年以上の団体としての活動実績があり、現在活動中の団体とする。

第4 助成対象事業

令和3年度中に、港区内で実施される地域福祉に資する事業とし、次に掲げる事業及び経費を除くものとする。

- (1) 令和3年度中に本会、名古屋市社会福祉協議会、および他の機関等から助成を受ける予定の事業
- (2) 会員限定の互助や研修、またはそれに類する事業
- (3) 政治・宗教・営利を目的とする事業
- (4) 障害者総合支援法、介護保険法による事業
- (5) 団体の運営にかかる経費(人件費・家賃・光熱水費・通信費等)

第5 助成金の交付額

本事業による助成は、総額40万円を限度とし、1事業につき5万円を限度とする。

第6 助成の申請

助成金を希望する団体は、「港区地域福祉活動応援助成事業助成」申請書に必要な書類を添付して、本会会長に提出する。なお、申請書類に不備があると認められるときは、本会会長は、申請書の受理を拒むことができるものとする。

第7 審査

助成する事業および助成額は、次に掲げる審査を経て決定する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、本会事務局にて書類審査により行う。

本会事務局は、第一次審査の結果を文書により申請団体に通知する。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した団体は、プレゼンテーション（事業説明）を行い、その内容について審査員が審査をし、助成額を決定したうえで公表する。

第8 審査員

第二次審査の審査員は10名以内とし、次に掲げる選出区分の中から本会会長が選出し、委嘱する。また、審査委員長は本会会長をこれに充てる。

- (1) 港区共同募金委員会 会長
- (2) 港区共同募金委員会 理事
- (3) 社会福祉関係公務員
- (4) 学識経験者
- (5) その他本会会長が認めたもの

第9 審査方法

審査は次に掲げる(1)から(6)の基準について、採点し、助成する団体および助成額を決定する。

- (1) 必要性・先駆性
- (2) 広域性
- (3) 発展性
- (4) 効率性
- (5) 協働性
- (6) プレゼンテーション技術

第10 助成金の交付

本会会長は、助成の対象となった団体に令和3年4月1日以降に助成金の交付を行う。

第11 実績報告

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後、「港区地域福祉活動応援助成事業助成」報告書に関係書類とともに、本会へ提出する。

第12 助成金返還

本会会長が、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業または備品購入に要した経費が助成金額を下回ったとき
- (2) 申請した事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 助成対象以外に経費が使用されたと認められるとき

第13 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。